

学習評価に関する資料

学習評価の種類①

目標に準拠した評価

- ・学習指導要領に示す目標に照らしてその実現の状況を見る。
- ・平成12年指導要録通知以降は、観点別学習状況の評価と評定の両方を、目標に準拠した評価として実施。
- ・評価規準は各学校が設定。(国立教育政策研究所が評価規準の設定に関する参考資料を提供)
- ・絶対評価とも言われてきた。

※H22年教育課程部会報告以降、「絶対評価」とは言っていない。

集団に準拠した評価

- ・学級又は学年における位置づけを見る。
- ・相対評価とも言われる。
- ・平成12年通知以降は、目標に準拠した評価に改められた。

個人内評価

- ・観点別学習状況の評価や評定には示しきれない子どもたち一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について評価するもの。
- ・指導要録では、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」及び「特別の教科道徳」の評価において示される。

観点別の学習状況の評価

- ・各教科・科目の目標や内容に照らして、生徒の実現状況がどのようなものであるかを、観点ごとに評価し、生徒の学習状況を分析的に捉えるもの。
- ・現行(平成22年指導要録通知)では、学力の三要素を踏まえ、観点ごとに評価(「A」「B」「C」の3段階)。

総括的な評価としての評定

- ・観点別の学習状況の評価をもとに、総括的な学習状況を示すため、5段階(小学校は3段階。小学校低学年は行わない)の評定を行う。
- ・平成12年通知から、観点別の学習状況だけでなく、評定についても目標に準拠した評価とすることとした。
- ・各観点別の評価を評定においてどのように総括するかは、各学校の工夫が求められる。

学習評価に関する基本的な考え方

学習評価に関する基本的な考え方

「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」(平成22年3月教育課程部会報告)より

- 学習評価は、学校における教育活動に関し、子どもたちの学習状況を評価するものである。
- 各教科については、学習状況を分析的にとらえる観点別学習状況の評価と総括的にとらえる評定とを、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施することが明確にされている。
- 学習評価を行うに当たっては、子どもたち一人一人に学習指導要領の内容が確実に定着するよう、学習指導の改善につなげていくことが重要である。

現行学習指導要領に係る、学習評価の改善に関する基本的な考え方

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」(平成22年5月初等中等教育局長通知)より

- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること
- 学校における教育活動を組織として改善することが重要であること。
- その上で、新しい学習指導要領の下における学習評価の改善を図っていくためには以下の基本的な考え方に沿って学習評価を行うことが必要であること。
 - ① きめの細かな指導の充実や児童生徒一人一人の学習の確実な定着を図るため、学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を評価する、目標に準拠した評価を引き続き着実に実施すること。
 - ② 新しい学習指導要領の趣旨や改善事項等を学習評価において適切に反映すること。
 - ③ 学校や設置者の創意工夫を一層生かすこと。

指導要録について

- 在学する児童生徒の学習の記録として作成するもの。
- 「学籍に関する記録」と「指導に関する記録」からなる。
- 「指導に関する記録」としては、
 - ・行動の記録(小中のみ)
 - ・教科・科目の学習の記録
→観点別評価(小中のみ)、取得単位数(高校のみ)、
評定(小3以上及び中高)
 - ・総合的な学習の時間、特別活動の記録
 - ・総合所見及び指導上参考となる諸事項などを記載。
- 進学の際には、写しを進学先に送付する。
- 指導要録の保存年限は、指導に関する事項は5年。学籍に関する事項は20年。

○学校教育法施行規則(抄)

第二十四条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録(学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

- 2 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。
- 3 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し(転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令(平成二十六年政令第二百三号)第八条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。)の写しを含む。)及び前項の抄本又は写しを転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。

The image shows a sample form for the '学籍に関する記録' (Records Related to Academic Status) section. The form is a grid with multiple columns and rows. The title '学籍に関する記録' is highlighted in a yellow oval. The form contains various fields for recording student information, including name, date of birth, and academic performance.

学級番号		学年		学期		月		日	
観点別学習状況 読解力 文章の読み取り 文章の理解 読者の感情・態度 読者の感情・態度						特別の教科 道徳 (文章記述)			
外国語活動の記録 (文章記述)									
総合的な学習の時間の記録 (文章記述)									
特別活動の記録 趣旨に照らして十分に満足できる状況にある場合には○をつける									
評定									

学級番号		学年		学期		月		日	
行動の記録 趣旨に照らして十分に満足できる状況にある場合には○をつける									
総合所見及び指導上参考となる諸事項									
出欠の記録									

観点別学習状況の評価について

- 学習評価には、児童生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能。
- 各教科においては、学習指導要領等の目標に照らして設定した観点ごとに学習状況の評価と評定を行う「目標に準拠した評価」として実施。
⇒きめの細かい学習指導の充実と児童生徒一人一人の学習内容の確実な定着を目指す。

学力の3つの要素と評価の観点との整理

【現行】

学習評価の4観点

関心・意欲・態度

思考・判断・表現

技能

知識・理解

【以下の3観点に沿った整理を検討】

学力の3要素 (学校教育法) (学習指導要領)

知識及び技能

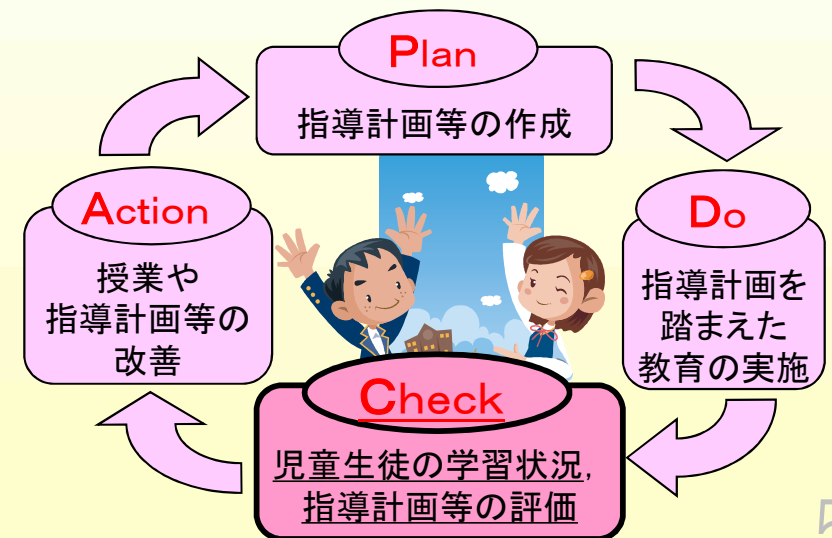
思考力・判断力
・表現力等

主体的に学習に
取り組む態度

学習指導と学習評価のPDCAサイクル

- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要。

指導と評価の一体化



中央教育審議会答申（抜粋）

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）

評価の三つの観点

- 現在、各教科について、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、総括的に捉える「評定」とを、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施することが明確にされている。評価の観点については、従来の4観点の枠組みを踏まえつつ、学校教育法第30条第2項が定める学校教育において重視すべき三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」）を踏まえて再整理され、現在、「知識・理解」「技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」の四つの観点が設定されているところである。
- 今回の改訂においては、全ての教科等において、教育目標や内容を、資質・能力の三つの柱に基づき再整理することとしている。これは、資質・能力の育成を目指して「目標に準拠した評価」を実質化するための取組でもある。
- 今後、小・中学校を中心に定着してきたこれまでの学習評価の成果を踏まえつつ、目標に準拠した評価を更に進めていくため、こうした教育目標や内容の再整理を踏まえて、観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を超えた共通理解に基づく組織的な取組を促す観点から、小・中・高等学校の各教科を通じて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理することとし、指導要録の様式を改善することが必要である。
- その際、「学びに向かう力・人間性等」に示された資質・能力には、感性や思いやりなど幅広いものが含まれるが、これらは観点別学習状況の評価になじむものではないことから、評価の観点としては学校教育法に示された「主体的に学習に取り組む態度」として設定し、感性や思いやり等については観点別学習状況の評価の対象外とする必要がある。

中央教育審議会答申（抜粋）

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）

- すなわち、「主体的に学習に取り組む態度」と、資質・能力の柱である「学びに向かう力・人間性」の関係については、「学びに向かう力・人間性」には①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分があることに留意する必要がある。
- これらの観点については、毎回の授業で全てを見取るのではなく、単元や題材を通じたまとまりの中で、学習・指導内容と評価の場面を適切に組み立てていくことが重要である。
- なお、観点別学習状況の評価には十分示しきれない、児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況等については、日々の教育活動や総合所見等を通じて積極的に子供に伝えることが重要である。

中央教育審議会答申（抜粋）

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）

評価に当たっての留意点等

- 「目標に準拠した評価」の趣旨からは、評価の観点については、学習指導要領における各教科等の指導内容が資質・能力を基に構造的に整理されることにより明確化される。今般、中央教育審議会においては、第3章2.（4）において述べたように、学習評価について学習指導要領の改訂を終えた後に検討するのではなく、本答申において、学習指導要領等の在り方と一体として考え方をまとめることとした。指導要録の改善・充実や多様な評価の充実・普及など、今後の専門的な検討については、本答申の考え方を前提として、それを実現するためのものとして行われることが求められる。
- 学習指導要領改訂を受けて作成される、学習評価の工夫改善に関する参考資料についても、詳細な基準ではなく、資質・能力を基に再整理された学習指導要領を手掛かりに、教員が評価規準を作成し見取っていくために必要な手順を示すものとなることが望ましい。そうした参考資料の中で、各教科等における学びの過程と評価の場面との関係性も明確にできるよう工夫することや、複数の観点を一体的に見取ることも考えられることなどが示されることが求められる。
- 評価の観点のうち「主体的に学習に取り組む態度」については、学習前の診断的評価のみで判断したり、挙手の回数やノートを取り方などの形式的な活動で評価したりするものではない。子供たちが自ら学習の目標を持ち、進め方を見直しながら学習を進め、その過程を評価して新たな学習につなげるといった、学習に関する自己調整を行いながら、粘り強く知識・技能を獲得したり思考・判断・表現しようとしていたりしているかどうかという、意思的な側面を捉えて評価することが求められる。

中央教育審議会答申（抜粋）

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）

- このことは現行の「関心・意欲・態度」の観点についても本来は同じ趣旨であるが、上述の挙手の回数やノートの取り方など、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭し切れていないのではないか、という問題点が長年指摘され現在に至ることから、「関心・意欲・態度」を改め「主体的に学習に取り組む態度」としたものである。こうした趣旨に沿った評価が行われるよう、単元や題材を通じたまとまりの中で、子供が学習の見通しを持って学習に取り組み、その学習を振り返る場面を適切に設定することが必要となる。
- こうした姿を見取るためには、子供たちが主体的に学習に取り組む場面を設定していく必要があり、「アクティブ・ラーニング」の視点からの学習・指導方法の改善が欠かせない。また、学校全体で評価の改善に組織的に取り組む体制づくりも必要となる。
- なお、こうした観点別学習状況の評価については、小・中学校と高等学校とでは取組に差があり、高等学校では、知識量のみを問うペーパーテストの結果や、特定の活動の結果などのみに偏重した評価が行われているのではないかとの懸念も示されているところである。義務教育までにバランス良く培われた資質・能力を、高等学校教育を通じて更に発展・向上させることができるよう、高等学校教育においても、指導要録の様式の改善などを通じて評価の観点を明確にし、観点別学習状況の評価を更に普及させていく必要がある。
- また、資質・能力のバランスのとれた学習評価を行っていくためには、指導と評価の一体化を図る中で、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった多様な活動に取り組みさせるパフォーマンス評価などを取り入れ、ペーパーテストの結果にとどまらない、多面的・多角的な評価を行っていくことが必要である。さらには、総括的な評価のみならず、一人一人の学びの多様性に応じて、学習の過程における形成的な評価を行い、子供たちの資質・能力がどのように伸びているかを、例えば、日々の記録やポートフォリオなどを通じて、子供たち自身が把握できるようにしていくことも考えられる。

中央教育審議会答申（抜粋）

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）

- また、子供一人一人が、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりできるようにすることが重要である。そのため、子供たちが自己評価を行うことを、教科等の特質に応じて学習活動の一つとして位置付けることが適当である。例えば、特別活動（学級活動・ホームルーム活動）を中核としつつ、「キャリア・パスポート（仮称）」などを活用して、子供たちが自己評価を行うことを位置付けることなどが考えられる。その際、教員が対話的に関わることで、自己評価に関する学習活動を深めていくことが重要である。
- こうした評価を行う中で、教員には、子供たちが行っている学習にどのような価値があるのかを認め、子供自身にもその意味に気付かせていくことが求められる。そのためには、教員が学習評価の質を高めることができる環境づくりが必要である。教員一人一人が、子供たちの学習の質を捉えることのできる目を培っていくことができるよう、研修の充実等を図っていく必要がある。特に、高等学校については、義務教育までにバランス良く培われた資質・能力を、高等学校教育を通じて更に発展・向上させることができるよう、教員の評価者としての能力の向上の機会を充実させることなどが重要である。
- 加えて、知識の理解の質を高めるという次期学習指導要領等の趣旨を踏まえ、高等学校入学者選抜、大学入学者選抜の質的改善が図られるようにする必要がある。

学校における働き方改革特別部会 配布資料（抜粋）

（平成29年9月22日 資料2「業務の役割分担・適正化に関する具体的な論点」）

- （1）登下校に関する対応
- （2）放課後から夜間などにおける児童生徒の見回り、補導時の対応
- （3）調査・統計への回答
- （4）学校徴収金の徴収・管理
- （5）地域ボランティアとの連絡調整
- （6）成績処理に関連する業務・教材準備に関連する業務
- （7）支援が必要な家庭・児童生徒への対応
- （8）給食時の対応
- （9）児童生徒の休み時間における対応
- （10）校内清掃
- （11）部活動

◆検討の視点

【業務の役割分担の観点】

- ①基本的に教員のみが担える業務（教員が担わなければならない業務）
- ②教員が担う必要があるが、今日委員以外の者の参画により教員の業務量を軽減できる業務
- ③他にふさわしい者がいる場合には必ずしも教員が担う必要がない業務
- ④学校において教員以外の者が担うべき業務（教員が担うべきではない業務）
- ⑤学校以外が担うべき業務

【業務の適正化の観点】

実施の必要性を含め精査・精選を行うとともに、実施する場合にはどのようにすれば効率化・改善が図られるかを念頭に検討。

（平成29年9月22日 資料2「業務の役割分担・適正化に関する具体的な論点」）

（6）成績処理に関連する業務・教材準備に関連する業務

5. 考えられる対応策

【業務の役割分担の観点】

- 学習指導及び学習評価については、「①基本的に教員のみが担える業務（教員が担わなければならない業務）」であるが、その周辺業務には「②教員が担う必要があるが、教員以外の者の参画により教員の業務量を軽減できる業務」又は「③他にふさわしい者がいる場合には必ずしも教員が担う必要がない業務」も存在するのではないか。
- 教員が担わなければならない業務と、サポートスタッフ等に任せることができる業務について整理することが必要。

【業務の適正化の観点】

- 学習評価について、効果的で効率的な評価を実施するための方策を検討する。
- 指導要録や入試の調査書、いわゆる通知表等の書類について、様式の簡素化、都道府県や市町村における統一化を図る。
- プリント印刷等、教員の代わりに簡易な業務を行うサポートスタッフを活用する。
- 学習評価に係る事務作業の負担軽減や、教材の共有化による教材準備の負担軽減を図るため、校務支援システム等、ICTの活用を図る。

（平成29年10月3日 資料1「教員が担うべき業務（学習指導、生徒指導）に関する業務に関する業務の役割分担・適正化に関する具体的な論点」

（2）学習評価や成績処理

4. これまでの主な意見

- 学習評価については、一人一人の子供たちの力をどう見取るかということの重要性が増している。指導と評価の一体化のもと、ノートやプリントの精査という形で業務が増えているが、評価分析については、外部のシステムを活用することも考えられる。
- 成績処理については、学校ごとに採点の基準が異なるため、学校によって時間数に差がある。採点や評価の基準について、明文化・共有化することで業務負担の軽減につながると考えられる。
- 校務支援システムの導入で学年末評価（通知表）と指導要録を連動させること等により、学校事務の効率化を図ることが重要。
- 都道府県単位での統合型校務支援システムの導入を推進していくことが重要である。システムを円滑に運用するためには、導入にあたっての研修とヘルプデスクの設置が必要である。

学習評価に関する規定等

○学校教育法施行規則(抄)

第二十四条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録(学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

第五十七条 小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

○小学校学習指導要領 第1章 総則 (抄) (中学校も同様の規定)

平成29年3月31日 文部科学省告示

第3 教育課程の実施と学習評価

2 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

○小学校学習指導要領解説 総則編 (抄) (中学校も同様の規定)

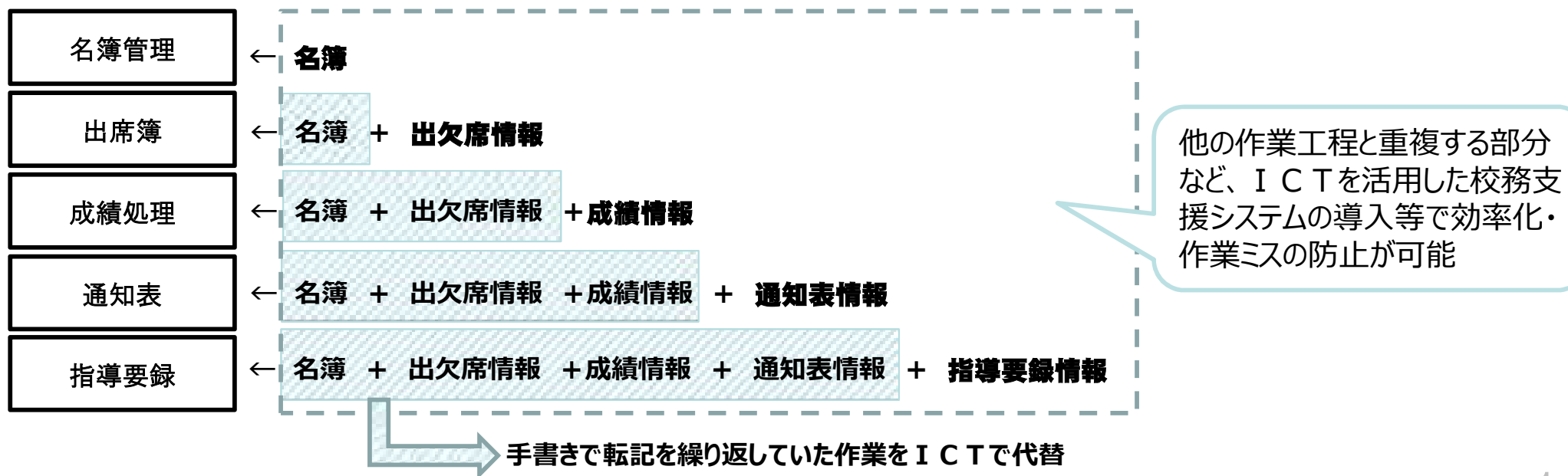
平成29年6月21日公表

評価に当たっては、いわゆる評価のための評価に終わることなく、教師が児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、児童が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、自分自身の目標や課題をもって学習を進めていけるように、評価を行うことが大切である。

実際の評価においては、各教科等の目標の実現に向けた学習の状況を把握するために、指導内容や児童の特性に応じて、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習の過程の適切な場面で評価を行う必要がある。その際には、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視することが大切である。特に、他者との比較ではなく児童一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学年や学期にわたって児童がどれだけ成長したかという視点を大切にすることも重要である。

- 教員の働き方改革にあたり、**ICTの活用による業務改善に期待。**
- **「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムのことであり、「手書き」「手作業」が多い教員の業務の効率化を図る観点で有効。また、教職員による学校・学級運営に必要な情報、児童生徒の状況の一元管理、共有を可能とする。**
- 小規模自治体の負担や、教員の異動等を踏まえると、教員の業務負担軽減に向けては、**都道府県単位での統合型校務支援システムの導入推進が不可欠。**
 （参考：市区町村の導入率は28.8%、町村では17.4%のみが導入）

◇ ICT化による業務改善イメージ



※平成29年度は、システムの対象となる校務の範囲の明確化や、共同調達・運用の先行事例（北海道等）の調査を踏まえたガイドライン作成等に
 取り組む予定。

大阪市教育委員会

大阪市がクラウドシステムの構築により導入

(平成25年3月から31校で試験導入、平成26年度全校稼働)

- ◆職員朝礼や職員会議の開催回数を減らしたり、会議時間を短縮したりするなど校務運営を工夫。
- ◆学校ホームページの作成・更新が手軽にできるようになり、ブログ型の学校日記など日々の情報発信が可能。
- ◆効率化された時間を授業準備や子供と触れ合う時間、子供の作品やノートを見る時間、部活動指導に当たる時間を増やすという教員の声があがっている。



北海道教育庁

市町村がクラウドシステムの共同利用により導入

(平成28年4月から民間事業者サービスを市町村が共同利用、平成28年9月1日現在、38自治体 181校の小中学校で導入、平成29年 管内一斉導入)

※平成27年4月から石狩管内の4自治体28校の小・中学校で、民間ソフトウェアを導入したモデル実践を実施

年間平均換算 **116.9** 時間
一日あたり **29** 分 の軽減！！

軽減された時間で改善されたもの

BEST3!



- 1位 時間外勤務(持ち帰りを含む)の減少
- 2位 授業準備(教材研究)にかかる時間の増加
- 3位 子どもと向き合う時間の増加

【現状・課題】

- 「統合型校務支援システム」は、教員の勤務時間を削減する効果がある
 ※大阪市では年間224時間以上(クラス担任の場合)、北海道で年間約117時間の勤務時間減効果を実現。
- 一方で、調達及び運用コストの課題から、特に小規模自治体においては「統合型校務支援システム」の導入が困難な場合があり、普及がなかなか進んでいない現状(市区町村の導入率は28.8%、町村では17.4%のみが導入)

【施策の目的・方向性】

- 統合型校務支援システムの導入促進により、教員の業務負担を軽減し、教員が児童生徒と向き合う時間を確保する。
- これに当たり、「統合型校務支援システム」の都道府県単位での共同調達・運用を促進することにより調達コスト及び運用コストを抑制し、小規模自治体も含め校務の情報化を促進する。

＜統合型校務支援システムの共同利用のメリット＞

- ・教職員が市区町村をまたいだ異動時も同一のシステムを利用できる。
- ・市区町村における導入までの事務負担や検討期間の軽減が見込まれる。

【事業内容】

都道府県単位での統合型校務支援システムの共同利用を促進するため、①同システムの共同調達に係る初期導入経費、②自治体間の調整経費を支援。

(1)事業主体

都道府県

(2)補助対象

①初期導入費

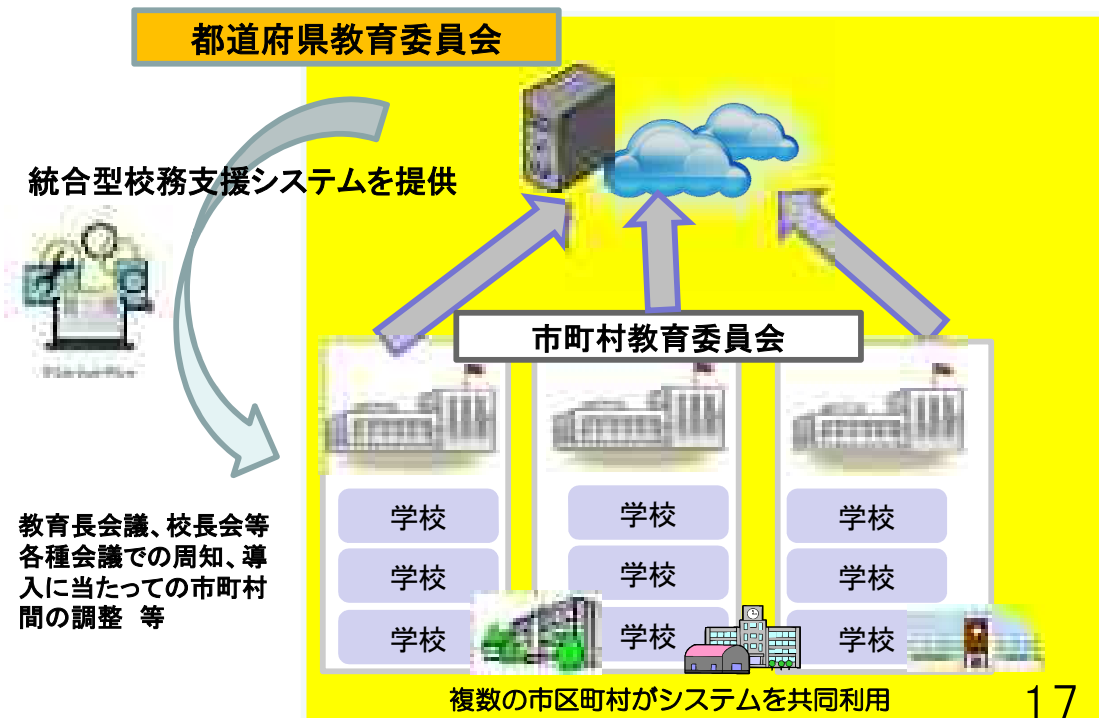
- ・サーバー構築経費

②共同利用調整経費

- ・システムの共同化検討経費
 (システム設計、システム構築、システム検証 等)
- ・市区町村間の調整費(旅費、会議費)

(3)補助率

1/2



学習指導要領の改訂とそれに伴う指導要録等の評価の在り方の変遷 【参考2】

- ・国においては、各学校や設置者の参考となるよう、学習指導要領の改訂ごとに、その趣旨を反映した学習評価の基本的な考え方を示すとともに、指導要録に記載する事項等を提示してきた。
- ・昭和52年・53年学習指導要領改訂に対応した指導要録から、目標の達成状況を観点ごとに評価する観点別評価を導入。
- ・評定については、平成10年・11年改訂に対応した指導要録から、それまでの「集団に準拠した評価」(いわゆる相対評価)から段階を経て「目標に準拠した評価」を行うこととなっている。

昭和
43～45
年改訂

昭和
52～53
年改訂

学習指導要領	指導要録における各教科の学習の記録(小学校, 中学校)			評価規準
教育内容の一層の向上 (「教育内容の現代化」) 時代の進展に対応した教育内容の導入 (学習指導要領実施)小:昭46年度, 中:昭47年度, 高:昭和48年度 (要録通知)小中:昭46年2月, 高:昭48年2月	評定 ・学習指導要領に定める目標に照らして, <u>学級又は学年における位置づけを評価</u> ・各段階ごとに一定の比率を定めて, 機械的に割り振ることのないよう留意	所見 ・学習において認められた特徴を, 他の児童生徒との比較ではなく, その児童生徒自身について記録 ・ <u>観点について, 各教科の指導の結果に基づいて評価</u>	備考 ・教科の学習について特記すべき事項がある場合に記入	
ゆとりある充実した学校生活の実現 (「学習負担の適性化」) 各教科等の目標・内容を中核的事項にしぼる (学習指導要領実施)小:昭55年度, 中:昭56年度, 高:昭57年度 (要録通知)小中:昭55年2月, 高:昭56年12月	評定 ・学習指導要領に定める目標に照らして, <u>学級又は学年における位置づけを評価</u> ・各段階ごとに一定の比率を定めて, 機械的に割り振ることのないよう留意	観点別学習状況 ・学習指導要領に定める 目標の達成状況を観点ごとに評価 ・各教科に共通する観点として「 関心・態度 」が追加	所見 ・教科の学習について総合的にみた場合の児童の特徴や指導上留意すべき事項を記入	

平成
元年
改訂

平成
10～11
年改訂

平成
20～21
年改訂
(現行)

<p>社会の変化に自ら対応 できる心豊かな人間の育成</p>	<p>観点別学習状況</p>	<p>評定</p>	<p>所見</p>	
<p>生活科の新設, 道徳教育の充実 (学習指導要領実施)小:平4年度, 中:平5年度,高:平6年度 (要録通知)小中:平3年3月,高:平 5年7月</p>	<p>・学習指導要領に定める 目標に照らして, その実現状況を観点ごとに 評価</p> <p>・観点の順序の入れ替え (「関心・意欲・態度」が最初)</p>	<p>・学習指導要領に定める目 標に照らして, 学級又は学年における <u>位置づけを評価</u></p> <p>・各段階ごとに一定の比率を 定めて,機械的に割り振る ことのないよう留意</p>	<p>・教科の学習について総合 的にみた場合の児童の特 徴及び指導上留意すべき 事項を記入。その際,児童 生徒の長所を取り上げるこ とが基本となるよう留意</p>	
<p>基礎・基本を確実に身に付 けさせ,自ら学び考える力 などの「生きる力」の育成</p>	<p>観点別学習状況</p>	<p>評定</p>	<p>総合所見及び 指導上参考となる諸事項</p>	<p>国立教育政 策研究所に よる評価規 準の例示</p>
<p>教育内容の厳選, 総合的な学習の時間の新設 (学習指導要領実施)小:平14年度, 中:平14年度,高:平15年度 (要録通知)小中高:平13年2月</p>	<p>・学習指導要領に定める 目標に照らして, その実現状況を観点ごと <u>に評価</u></p>	<p>・学習指導要領に定める 目標に照らして, その実現状況を総括的 に評価</p>	<p>・児童生徒の状況を総合的 にとらえる。その際,児童生 徒の優れている点や長所, 進歩の状況などを取り上げ ることを基本となるよう留意</p> <p>・学級・学年など集団の中 での相対的な位置づけに関 する情報も必要に応じ記入</p>	
<p>「生きる力」の育成,基礎 的・基本的な知識・技能の 習得、思考力・判断力・表 現力等の育成のバランス</p>	<p>観点別学習状況</p>	<p>評定</p>	<p>総合所見及び 指導上参考となる諸事項</p>	<p>国立教育政 策研究所に よる評価規 準の例示</p>
<p>授業時数の増、指導内容の充 実、言語活動、小学校外国語 活動の新設 (学習指導要領実施)小:平23年度, 中:平24年度,高:平25年度 (要録通知)小中高:平22年5月</p>	<p>・学習指導要領に定める 目標に照らして, その実現状況を観点ごと <u>に評価</u></p>	<p>・学習指導要領に定める 目標に照らして, その実現状況を総括的 <u>に評価</u></p>	<p>・児童生徒の状況を総合的 にとらえる。その際,児童生 徒の優れている点や長所, 進歩の状況などを取り上げ ることを基本となるよう留意</p> <p>・学級・学年など集団の中 での相対的な位置づけに関 する情報も必要に応じ記入</p>	

(※)高等学校においては、小・中学校と同様に観点等を踏まえながら評価を行うことを通知で示しているが、高等学校生徒指導要録の様式例上は、観点別学習状況を記録する欄は示していない。